

業績ハイライト



事業の概況

令和7年度は、令和10年6月の創立100周年に向けた3ヶ年中期経営計画「プロジェクト100」～ひとり100社（人）のファンづくり～の初年度にあたり、「お客様サポートの実践」「生産性向上の追求」「職員満足度への挑戦」を3つの基本戦略に掲げ、多くのお客さまのサポートに邁進するとともに、業務の効率化により営業力を創出し、人材育成やワークライフバランスの充実により職員が能力を発揮できる環境の整備に努めてまいりました。

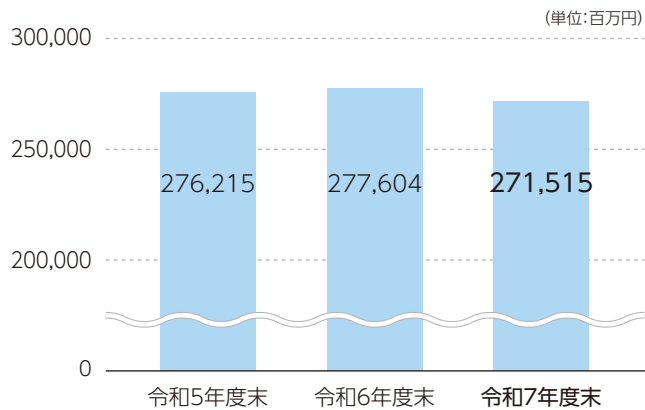
その結果、貸出金残高や預り資産残高が大幅に増加し、金融機関の本業の収益力を示すコア業務純益が992百万円で前期比312百万円増加するなど、着実に取組みの成果が実績として表れております。

国内金利の急激な上昇を受けて国債を中心に有価証券の評価損が拡大したこと、更なる金利上昇による評価損の拡大を抑制するため、国債の一部を売却し、売却損を計上したことにより、当期利益は△772百万円となりましたが、信金中央金庫による4,000百万円の資本支援を受けて、自己資本比率が8.36%まで上昇するなど、自己資本の充実が図られております。

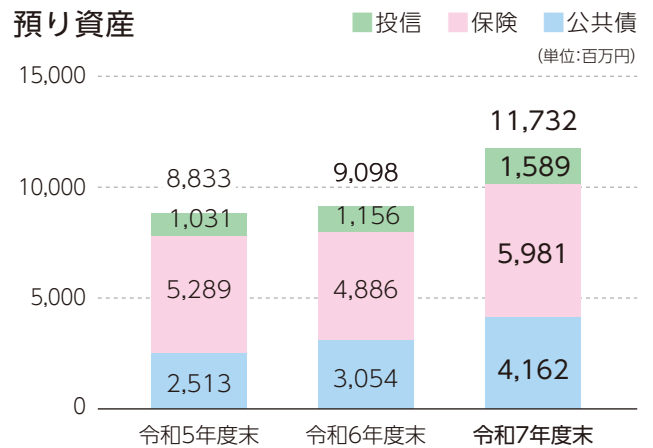
今後におきましても、役職員全員で時代の変化に対応しながらさまざまな課題を解決し、“おもてなしの心”を持ってお客さまと地域社会の発展に貢献することで、更なる収益力の強化と自己資本の充実を図り、強固な財務基盤の構築を目指してまいります。

業績の概況

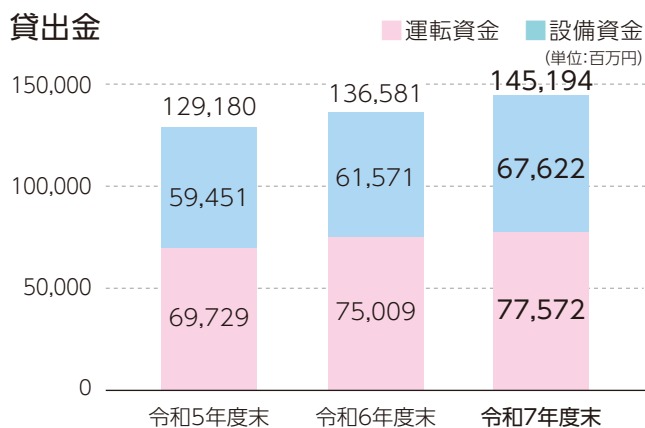
預金積金



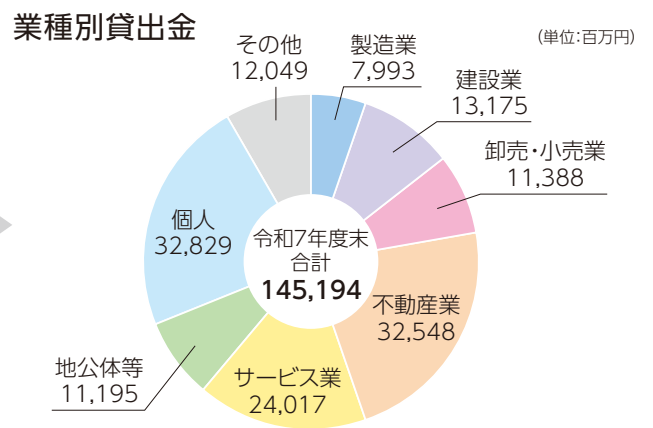
預り資産



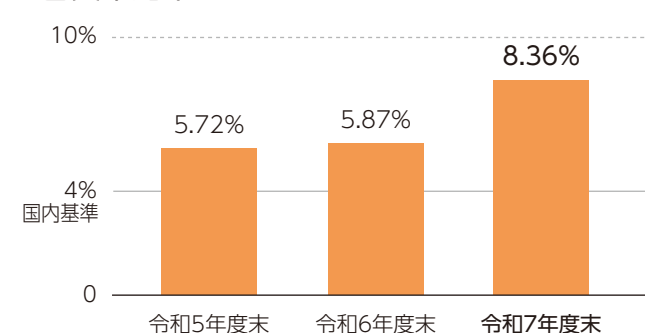
貸出金



業種別貸出金



自己資本比率



収益

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金利息	2,418	2,663
経費	2,212	2,290
コア業務純益	680	992
経常利益	212	△1,053
当期利益	266	△772

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくうえで検討いたします。
- 一部の例外を除き、原則として経営者保証を求めないこととしますが、上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証ガイドライン」への取り組み

■ 新規に無保証で融資した件数	620件
■ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	28.65%
■ 保証契約を解除した件数	41件



事業再生・経営支援への取り組み

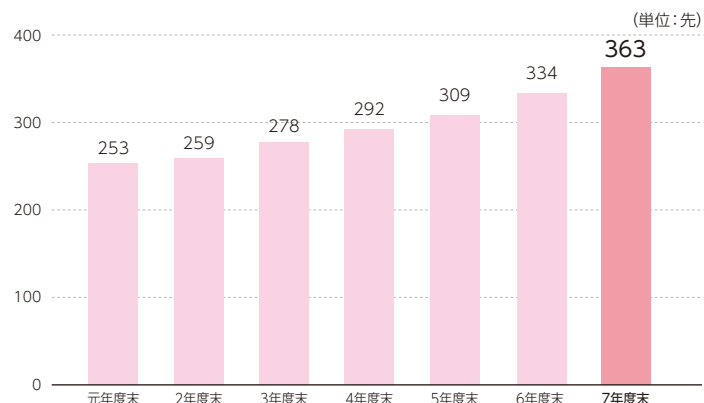
地域中小企業の経営改善支援に取り組んでいます

当金庫では、地域経営サポート部を設置し、栃木県中小企業活性化協議会等の外部支援機関や各専門家とのネットワークを活かしながら、地域中小企業の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

活用事例は、経営改善計画書の策定支援の他、工場の採算性や在庫削減の取組み支援、労務対策、営業支援等の問題解決に向けて対応しています。

事業性評価に基づく取組みにより中小企業者の皆さまの多様化・複雑化する経営課題を解決するためコンサルティング機能の一層の発揮に努め、地域密着型金融の取組みをさらに強化しております。

■ 外部支援機関活用による経営支援取組先数（累計）



不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権

「金融機能再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」に基づく令和8年3月末の開示債権については、前期末に比べ461百万円増加し、3,661百万円となりました。

総と信額に対する**不良債権比率は、2.51%**と低水準にあります。

また、金融再生法開示債権から担保保証額および貸倒引当金合計額2,773百万円を控除した**実質不良債権額は888百万円、率にして0.61%**となっております。

また、担保保証額を全く考慮しない場合(貸倒引当金のみ控除)でも**不良債権比率は1.94%**となり、必要十分な手当を実施しております。

■ 不良債権額・比率（金融再生法開示債権）

